

資料⑩

居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
31 1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ 1	イ 医師が行う 場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して 行う場合 503単位	503	1回につき	
31 1113	医師居宅療養管理指導Ⅰ 2			(二)同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) 452単位	452		
31 1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ 1		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を 算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して 行う場合 292単位	292		
31 1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ 2			(二)同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) 262単位	262		
31 2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が 行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 503単位		503		
31 2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452単位		452		
31 1221	薬剤師居宅療養Ⅰ 1	ハ 薬剤師が行う 場合	(1) 医療 機関の薬剤 師の場合 (月2回限 度)	(一)同一建物居住者以外の利用者 に対して行う場合 553単位		553	
31 1222	薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100単位	653	
31 1251	薬剤師居宅療養Ⅰ 2				387		
31 1252	薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100単位	487		
31 1223	薬剤師居宅療養Ⅱ 1		(一)同一建 物居住者以 外の利用者 に対して行 う場合 503単位	がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 以外の場合(月4 回限度)		503	
31 1224	薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100単位	603	
31 1255	薬剤師居宅療養Ⅱ 2		(2) 薬局 の薬剤師の 場合	がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 の場合(月8回 限度)		503	
31 1256	薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100単位	603	
31 1225	薬剤師居宅療養Ⅱ 3			(二)同一建 物居住者 に対して行 う場合 (同一日の訪 問) 352単位	がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 以外の場合(月4 回限度)		352
31 1226	薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬					特別な薬剤の場合 + 100単位	452
31 1253	薬剤師居宅療養Ⅱ 4		がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 の場合(月8回 限度)			352	
31 1254	薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬				特別な薬剤の場合 + 100単位	452	
31 1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 533単位		533	
31 1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 452単位		452	
31 1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士 等が行う場合 (月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 352単位		352		
31 1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 302単位		302		
31 1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が 行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して 行う場合 402単位		402		
31 1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	362		
31 1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) 362単位		362		
31 1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	326		

介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ 1	イ 医師が行う 場合 (月2回限度)	(1) 介護予防居宅療養管理 指導費(Ⅰ)(Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して 行う場合	503 単位	1 回に つき		
34	1113	予防医師居宅療養Ⅰ 2			(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問)	452 単位			
34	1112	予防医師居宅療養Ⅱ 1		(2) 介護予防居宅療養管理 指導費(Ⅱ)(在宅時医学総 合管理料等を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して 行う場合	292 単位			
34	1114	予防医師居宅療養Ⅱ 2		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問)	262 単位				
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が 行う場合 (月2回限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		503 単位	503		
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		452 単位	452		
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1	ハ 薬剤師が行 う場合	(1) 医療 機関の薬剤 師の場合 (月2回限 度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者 に対して行う場合	553 単位	553		
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	653		
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2			(二) 同一建物居住者に対して行う 場合(同一日の訪問)	387 単位	387		
34	1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	487		
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1		(2) 薬局 の薬剤師の 場合	(一) 同一建 物居住者以 外の利用者 に対して行 う場合 (月4回限 度)	がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 以外の場合	503 単位	503	
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	603		
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2				(二) 同一建 物居住者 に対して行 う場合 (同一日の訪 問)	がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 の場合	503 単位	503
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬					特別な薬剤の場合 + 100 単位	603	
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3			352 単位		352		
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		452		
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4			(二) 同一建 物居住者 に対して行 う場合 (同一日の訪 問)	がん末期の患者・ 中心静脈栄養患者 の場合	352 単位	352	
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	452		
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		533 単位	533	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		452 単位	452	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ		ホ 歯科衛生士 等が行う場合 (月4回限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		352 単位	352	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		302 単位	302	
34	1261	予防看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が 行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して 行う場合	402 単位	402			
34	1262	予防看護職員居宅療養Ⅰ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	362			
34	1263	予防看護職員居宅療養Ⅱ		(2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問)	362 単位	362			
34	1264	予防看護職員居宅療養Ⅱ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	326			